

吸収分割に係る事前開示書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則 183 条に基づく事前開示事項)

2025 年 4 月 23 日

東京都港区麻布台一丁目 3 番 1 号

株式会社 S H I F T

代表取締役社長 丹 下 大

株式会社 S H I F T (以下「当社」といいます。)は、2025 年 3 月 28 日付でバリストライドグループ株式会社 (以下「吸収分割承継会社」といいます。)との間で締結した吸収分割契約に基づき、2025 年 6 月 1 日を効力発生日として、当社の保有する株式会社キャリアシステムズの株式の保有事業に関する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割 (以下「本件分割」といいます。)を行うこととしました。

会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条の規定に定める事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割契約等の内容

別紙「吸収分割契約書」のとおりです。

2. 会社法第 758 条第 4 号に掲げる事項についての定め (当該定めがない場合にあっては、当該定めがないこと) の相当性に関する事項

当社と吸収分割承継会社とは、完全親会社と完全子会社の関係にあるため、本件分割に際して株式の割当てその他一切の対価の交付はありません。なお、本件分割による吸収分割承継会社の資本金の増加はありません。

3. 会社法第 758 条第 8 号又は第 760 条第 7 号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項

イ. 会社法第 758 条第 8 号イ又は第 760 条第 7 号イに掲げる行為をする場合において、会社法第 171 条第 1 項の決議が行われているときは、同項各号に掲げる事項

会社法第 758 条第 8 号イ又は第 760 条第 7 号イに掲げる事項を定めておらず、該当事項はありません。

ロ. 会社法第 758 条第 8 号ロ又は第 760 条第 7 号ロに掲げる行為をする場合において、会社法第 454 条第 1 項の決議が行われているときは、同項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項

会社法第 758 条第 8 号ロ又は第 760 条第 7 号ロに掲げる事項を定めておらず、該当事項はありません。

4. 会社法第 758 条第 5 号及び第 6 号に掲げる事項を定めたときは、当該事項についての定め の相当性に関する事項

会社法第 758 条第 5 号及び第 6 号に掲げる事項を定めておらず、該当事項はありません。

5. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項

- イ. 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあっては、吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表）の内容

吸収分割承継会社の貸借対照表の内容は別紙のとおりです。

- ロ. 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、吸収分割承継会社の成立の日。ハにおいて同じ。）後の日を臨時決算日（二以上の臨時決算日がある場合にあっては、最も遅いもの）とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。

- ハ. 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（吸収合併契約等備置開始日後吸収分割の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

該当事項はありません。

6. 吸収分割株式会社（清算株式会社を除く）についての次に掲げる事項

- イ. 吸収分割株式会社において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、吸収分割株式会社の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（吸収合併契約等備置開始日後吸収分割の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

該当事項はありません。

- ロ. 吸収分割株式会社において最終事業年度がないときは、吸収分割株式会社の成立の日における貸借対照表

当社は最終事業年度があるので、これに該当しません。

7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割株式会社の債務及び吸収分割承継会社の債務（吸収分割株式会社が吸収分割により吸収分割承継会社に承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項

当社及び吸収分割承継会社のそれぞれの資産及び負債について、本吸収分割の効力発生日以後における両社の債務の履行に支障を及ぼす事情の発生及びその可能性は現在のところ認識されておらず、当該効力発生日以後においても、両社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれており、両社が負担すべき債務については、履行の見込みに問題ないものと判断しております。

8. 事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

変更がありましたら、直ちに開示いたします。

以 上

【別 紙】

1. 吸収分割契約書
2. バリストライドグループ株式会社における貸借対照表

吸収分割契約書

吸収分割承継会社 バリストライドグループ株式会社（以下「甲」という。） 及び吸収分割会社 株式会社 S H I F T（以下「乙」という。） は、乙が保有する株式会社キャリアシステムズ株式の保有事業（以下「本件事業」という。）の吸収分割（以下「本件吸収分割」という。）に関し、以下のとおり契約を締結する。

（吸収分割の方法）

第 1 条 甲は、吸収分割により、乙から第 5 条に定める乙の本件事業に関する権利義務を承継し、乙は甲にこれを承継させる。

2 本件吸収分割の当事者の商号及び住所は、以下のとおりである。

（1）甲：吸収分割承継会社

商 号 ： バリストライドグループ株式会社

住 所 ： 東京都目黒区目黒一丁目 2 4 番 1 2 号

（2）乙：吸収分割会社

商 号 ： 株式会社 S H I F T

住 所 ： 東京都港区麻布台一丁目 3 番 1 号

（吸収分割の効力発生日）

第 2 条 本件吸収分割の効力発生日は、2 0 2 5 年 6 月 1 日とする。

2 本件吸収分割の効力発生直前までに吸収分割に必要な手続を遂行できないときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

（分割対価の交付及び割当て）

第 3 条 甲は、本件吸収分割に際して、乙に対して、株式、金銭、その他一切の対価を交付しない。

（増加する資本金及び準備金の額等）

第 4 条 本件吸収分割により増加する甲の資本金の額及び準備金の額等は、次のとおりとする。

（1）増加する資本金の額 金 0 円

（2）増加する準備金の額等 会社計算規則の規定に従い、甲が定める。

（承継する権利義務）

第 5 条 甲が乙から承継する権利義務は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとし、債務は甲に承継されないものとする。

（吸収分割契約の承認）

第 6 条 甲及び乙は、本件吸収分割の効力発生日の前日までに、それぞれ本契約の承認及び

本件吸収分割に必要な事項に関する機関決定を行うことを要する。

(会社財産の善管注意義務)

第 7 条 甲及び乙は、本契約の締結後、本件吸収分割の効力が発生するまでの間、善良なる管理者の注意をもって、それぞれの業務を執行し、かつ、一切の財産管理の運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす事項については、あらかじめ甲乙で協議の上、これを実行する。

(分割条件の変更及び本契約の解除)

第 8 条 本契約の締結の日から本件吸収分割の効力が発生するまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙で協議の上、分割条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第 9 条 本契約は、第 6 条に定める甲及び乙の適法な機関決定が得られないときは、効力を失う。

(協議事項)

第 10 条 本契約に定める事項のほか、本件吸収分割に関し必要な事項があるときは、本契約の趣旨に従って、甲乙で協議の上、これを決定する。

以上のとおりの契約を締結したので、本契約書 1 通を作成し、甲が原本を保有し、乙が写しを保有するか、又は、本契約書の電磁的記録を作成し、甲乙が合意の後、電子署名を施して、各自その電磁的記録を保管する。

2025年3月28日

吸収分割承継会社 (甲) 東京都目黒区目黒一丁目24番12号
バリストライドグループ株式会社
代表取締役社長 畠山 奨二



吸収分割会社 (乙) 東京都港区麻布台一丁目3番1号
株式会社SHIFT
代表取締役社長 丹下 大



別 紙

承継権利義務明細表

承継する資産

株式会社キャリアシステムズ（本店：東京都港区赤坂七丁目１０番９号赤坂伊藤ビル）の株式
の全部

以 上

事業報告書

令和 6年 8月期

自 令和 5 年 9月 1日

至 令和 6 年 8月31日

【バリストライドグループ株式会社】

事業報告

〔 自 令和 5 年 9月 1日
至 令和 6 年 8月31日 〕

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスが5類感染症に移行されて以降、緩やかな回復基調を取り戻している。しかし能登半島地震や一部自動車メーカーの不正問題に伴う外生的ショックにより個人消費や設備投資を中心に経済成長率を下押しする事態となっている。

バリストライドグループ各社がサービスを提供するソフトウェア関連市場においては、AIや機械学習を含むRPAなど省力化投資が活発化しているなか、ソフトウェアを使いこなせる人材確保の重要性とより高い付加価値を生み出す投資手段としての重要性が増しつつあります。

こうした経営環境の中、当社では当事業年度において、IT業界の構造変化に合わせたサービス提供力の向上を行えるよう経営サポートに取り組んでおります。

この結果、当事業年度は、売上高5億81百万円（前年同期比9.6%減）、売上総利益5億81百万円（前年同期比9.6%減）、営業利益4億96百万円（前年同期比8.3%減）、当期純利益3億23百万円（前年同期比13.5%減）となりました。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

該当するものではありません。

② 設備投資

該当するものではありません。

③ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割

該当するものではありません。

④ 他の会社の事業の譲受け

該当するものではありません。

⑤ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当するものではありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

該当するものではありません。

(3) 直前 3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第22期	第23期	第24期	第25期
	令和3年8月期	令和4年8月期	令和5年8月期	令和6年8月期
				(当事業年度)
売上高 (千円)	219,046	493,619	643,559	581,433
当期純利益 (千円)	104,840	237,144	373,856	323,058
1株当たり当期純利益 (円)	306円96銭	694円36銭	1,094円63銭	945円89銭
総資産 (千円)	1,038,810	1,365,527	2,744,426	2,980,339
純資産 (千円)	990,710	1,227,855	1,601,712	1,924,770

(注) 1. 金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 第22期において、定款の一部変更を行い、決算日を12月31日から8月31日に変更しております。これにより、第22期は令和3年1月1日から令和3年8月31日までの8か月となっております。

(4) 対処すべき課題

当社では、以下の事項を経営課題として重視しております。

- ① 優秀なIT人材の確保及びその育成
- ② 市場環境（ニーズ）の変化への迅速な対応
- ③ 生産性の向上（コスト削減・品質向上・納期遵守）

(5) 主要な事業内容

当社は、グループ会社へのコンサルティング事業を主要な事業としております

(6) 主要な拠点並びに使用人の状況

① 主要な拠点

本社 東京都目黒区

② 使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2名	—	48.9歳	20.8年

(注) 1. 使用人数には、パート・アルバイトは含んでおりません。

2. 平均年齢、平均勤続年数は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会 社 名	資本金	当社に対する 議決権比率	主要な事業内容
株式会社SHIFT	21,010千円	100.0%	ソフトウェアの品質保証、 テスト事業

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
ALH株式会社	9,000千円	100.0%	ソフトウェア開発業
ICCOM株式会社	9,000千円	100.0%	ソフトウェア開発業
株式会社SPST	10,000千円	100.0%	情報処理・提供サービス業
株式会社クロノス	10,000千円	100.0%	ソフトウェア開発業、教育事 業
株式会社トラストブレイン	10,000千円	100.0%	ソフトウェア開発業

(8) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	期末借入金残高
株式会社SHIFT	950,002千円

(令和 6年 8月31日現在)

[illegible]

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

〔 自 令 和 5 年 9 月 1 日 〕
〔 至 令 和 6 年 8 月 31 日 〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
【売上高】		
グループ売上高	581,433	
売上高合計		581,433
売上総利益		581,433
【販売費及び一般管理費】		84,609
営業利益		496,824
【営業外収益】		
受取利息	3,537	
貸倒引当金戻入益	2,682	
営業外収益合計		6,219
【営業外費用】		
支払利息	5,255	
雑損失	3	
営業外費用合計		5,258
経常利益		497,785
特別利益合計		0
特別損失合計		0
税引前当期純利益		497,785
法人税、住民税及び事業税	164,685	
法人税等調整額	10,041	
法人税等合計		174,726
当期純利益		323,058

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

〔 自 令 和 5 年 9 月 1 日 〕
〔 至 令 和 6 年 8 月 31 日 〕

(単位：千円)

科 目	変 動 事 由	金 額
【株主資本】		
【資本金】	当期首残高及び当期末残高	68,500
【資本剰余金】		
資本準備金	当期首残高及び当期末残高	454,922
資本剰余金合計	当期首残高及び当期末残高	454,922
【利益剰余金】		
利益準備金	当期首残高及び当期末残高	600
(その他利益剰余金)		
繰越利益剰余金	当期首残高	1,077,689
	当期変動額 当期純利益	323,058
	当期末残高	1,400,748
利益剰余金合計	当期首残高	1,078,289
	当期変動額	323,058
	当期末残高	1,401,348
株主資本合計	当期首残高	1,601,712
	当期変動額	323,058
	当期末残高	1,924,770
純資産合計	当期首残高	1,601,712
	当期変動額	323,058
	当期末残高	1,924,770

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

【個別注記表】

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式および関係会社株式・・・移動平均法による原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産・・・・・・ 定率法
(ただし建物附属設備については定額法を採用しております)
- (3) 引当金の計上基準
貸倒引当金・・・・・・債権の貸倒れによる損失の発生に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (4) 収益及び費用の計上基準
コンサルティング事業においては、顧客との役務提供契約に基づいてサービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、サービスを提供が完了する時点において、顧客が当該サービスに対する支配を獲得して充足されると判断し、提供完了時点で収益を認識しております。
- (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理・・・税抜方式によっております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	341,537株	—	—	341,537株

3. その他の注記

該当事項はありません。

附属明細書（計算書類関係）

（令和5年9月1日から令和6年8月31日まで）

1. 有形固定資産及び無形固定資産明細書

（単位：千円）

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得価額
有形 固定 資産	建物	21	-	-	21	-	18,904	18,904
	工具器具備品	-	-	-	-	-	5,126	5,126
	リース資産	-	-	-	-	-	2,427	2,427
	その他	-	-	-	-	-	132	132
	計	21	-	-	21	-	26,591	26,591

2. 引当金明細書

（単位：千円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	45,122	-	2,682	42,440

3. 販売費及び一般管理費明細

(単位：千円)

科 目	金 額	
役員報酬	4,500	
給料手当	25,470	
賞与	1,945	
法定福利費	3,671	
賞与引当金繰入	1,920	
賞与引当金戻入	△1,920	
福利厚生費	72	
採用費	19,632	
交際費	1,460	
会議費	769	
旅費交通費	4,549	
通信費	7,776	
水道光熱費	240	
諸会費	46	
システム利用料	130	
備品消耗品費	54	
衛生管理費	561	
銀行手数料	91	
支払報酬	7,737	
減価償却費	21	
地代家賃	3,600	
賃借料	34	
租税公課	477	
長期前払費用償却	1,766	
販売費及び一般管理費合計		84,609

2024 年 10 月 24 日

バリストライドグループ株式会社
代表取締役社長 小林 元也 殿

監査役 田中 耕介

監査報告書の提出について

私、監査役 田中 耕介は、会社法第 381 条第 1 項の規定に基づき監査報告書を作成しましたので、別紙の通り提出いたします。

以 上

監査報告書

私、監査役 田中 耕介は、2023 年 9 月 1 日から 2024 年 8 月 31 日までの第 25 期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査方法及びその内容

監査役は、取締役、使用人及び親会社の監査等委員会その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2024 年 10 月 24 日

バリストライドグループ株式会社

監査役 田中 耕介

